

●東京圏等移住支援事業支援金要件 東京23区内に在住または通勤の場合

種類	対象者	各種要件	支援金の額
やまぐち創業補助金	山口県内において創業を行おうとする個人 ※交付要領、事業計画書様式等は公益財団法人やまぐち産業振興財団のHP参照	・「社会性」「事業性」「必要性」の要件を満たす事業（社会的事業）の創業であること ※公募スケジュールあり	やまぐち創業補助金 最大200万円
東京圏等移住支援事業支援金	創業 (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること	(創業) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること。 ・申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。	移住支援金 2人以上の世帯：100万円 単身：60万円 ※18歳未満1人につき100万円加算
	就業 ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京23区への通勤をしていたこと。 ・転入する直前に、連続して1年以上東京23区内に在住又は、又は東京圏に在住しつつ東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。 ・ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。	(就業) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・勤務地が山口県内に所在すること。 ・就業先が、山口県が移住支援金の対象として山口県移住就業マッチングサイトに掲載している求人であること。 ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ・上記求人への応募日が、求人が移住支援金の対象として山口県移住就業マッチングサイトに掲載された日以降であること。 ・当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	
	テレワーク (2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・周防大島町に転入したこと。 ・補助金の申請の際、補助金対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後1年以内であること。 ※その他の世帯の構成員などに関する要件あり (要綱を参照のこと)	(テレワーク) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	